

二月十四日(金曜日)

出席議員

欠席議員	出席議員
なし	のぐち
	けんたろう
	美紀
	雄一郎
	ゆみこ
	吉紀
	依田翼
	高山
	石沢
	千田
	浅川
	豪一
	山田
	宮本
	田中
	沢田
	海津
	宮崎
	西村
	修

十八番  
十九番  
二十番  
二十一番  
二十二番  
二十三番  
二十四番  
二十五番  
二十六番  
二十七番  
二十八番  
二十九番  
三十一番  
三十二番  
三十三番  
三十四番

たかはま  
小林  
金子  
市村  
田中  
名取  
白石  
松丸  
岡崎  
上田  
品田  
浅田  
高田  
山本  
板倉  
関川

なおき  
れい子  
てるよし  
やすとし  
としかね  
顕一  
英行  
昌史  
義顕  
ゆきこ  
ひでこ  
保雄  
泰三  
一仁  
美千代  
けさ子

出席説明員

区長	成澤	廣修	子ども家庭部長	多田	栄一郎
副区長	佐藤	正子	児童相談所開設準備担当部長	栗山	仁
副区長	加藤	裕一	保健衛生部長	矢内	真理子
教育長	丹羽	恵玲奈	兼文京保健所長	鵜沼	秀之
企画政策部長	新名	幸男	都市計画部長	小鵜	光幸
総務部長	竹田	弘一	土木部長	小野	光伸
危機管理室長	渡邊	了	資源環境部長	木幡	光伸
区民部長	高橋	征博	施設管理部長	松永	直樹
アカデミー推進部長	長塚	隆史	会計管理者	宇民	清
福祉部長	鈴木	裕佳	教育推進部長	吉田	雄大
兼福祉事務所長	木村	佳	監査事務局長	岡田	利行
地域包括ケア推進担当部長	矢島	幸		岡田	利行

事務局職員

事務局局長	佐久間	康一	議事調査主査	小松崎	哲生
議事調査主査	下笠	由美子	議事調査担当	阿部	隆也
議事調査主査	糸日谷	友	議事調査担当	眞鍋	由起子

議事日程

日程 第一 一般質問について

午後二時開議

○議長（白石英行）

ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（白石英行）

まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

を指名いたします。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

十二番 山田 ひろこ 議員  
 十九番 小林 れい子 議員

○議長（白石英行） これより、日程に入ります。

日程第一、一般質問を行います。

〔浅川のぼる議員「議長、十番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 十番浅川のぼる議員。

〔浅川のぼる議員登壇〕

○浅川のぼる議員 自由民主党文京区議会の浅川のぼるです。会派を

代表いたしましたして、質問をさせていただきます。

区長、教育長には、明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、元町ウエルネスパークの開設準備と元町公園の整備についてお聞きします。

旧元町小学校と元町公園の整備計画において、小学校の跡地にできる保全施設及び活用施設は、昔の元町小学校の校舎のイメージに近付けた建物であり、近隣四町会の避難所としての機能が入り、元町ウエルネスパークとして、令和七年四月の開設に向けて準備を進めていることと思います。これまで、区民や地域の意見を踏まえて工事を進めてきたことを高く評価します。

そのような中で、スポーツホールと呼ばれる体育館においては、地域団体の利用が期待される施設として検討が進められていると伺いました。

また、認定こども園の園庭を使用しない時間帯に、地域と行政の連携事業及び民間事業者による地域貢献事業や地域開放をしていただけることですが、体育館や園庭は、具体的にどのような手続で予約ができるのか、どのような方々が利用できるのかなど、貸出しの詳細についてお尋ねします。

また、近隣四町会の避難所として四月から利用可能となりますが、

避難所機能としての準備に関するこれまでの進捗状況と課題、今後の予定についてお尋ねします。

さらに、カフェ・レストランについてですが、シビックセンター一階にあるカフェのような規模なのか、利用人数は何名くらいまで可能なのか、また、扱われるメニューや災害時における地域への支援体制については、具体的にどのようなお考えをお持ちなのか、お尋ねします。

元町公園は令和七年十二月の開設予定ですが、当初は、公園整備工事において、第一期と第二期のように、上段部分と下段部分を分けて工事すると伺っていましたが、はつきりとした線引きが分かりませんでした。

さらに、今後は公園下段補修工事が行われるようですが、令和六年十月末現在で、進捗率は、第一期工事が一〇〇%です。そして、第二期工事は五〇%となっています。

現在、第二期工事はどれくらいまで進んでいるのでしょうか。また、下段の施設補修工事はこれから行われるのだと思いますが、これは新たに追加した工事なのでしょうか。三つそれぞれの工事内容の概要について、改めてお尋ねします。

また、三つの工事の総額は、追加工事の報告があった埋蔵文化財調査や擁壁補強を除いた当初予算と比較して、変更はないのでしょうか。元町公園の整備工事では、壁泉やカスケード、パーゴラや滑り台、砂場等の歴史的な特徴のある意匠を残す計画で、完成後は国の名勝としての指定に向けて進めていくことを、改めて高く評価します。

さらに、周辺道路や歩道の整備を始め、元町公園においては、震災復興公園として、災害に強く、実践的な防災訓練が行えるよう、近隣町会とも協議しながら、区民にとって活用しやすい公園となることを、

これまでも区に要望してきました。

旧元町小学校と元町公園の整備工事が同時に完成しないという影響も出ているとは思いますが、周囲の道路を整備するタイミングについて、今後のスケジュールをお尋ねします。

次に、湯島総合センターの整備方針についてお聞きします。

湯島総合センターについては、令和五年六月から、近隣地域の団体に向けて、湯島総合センター改築等に係る活用案の意見交換会が始まり、令和六年七月には、整備の検討の方向性（試案）についてのアンケート調査や高齢者向け座談会を実施しました。さらに、八月には、中高生向けのワークショップやパネル展示型説明会を実施、十一月に整備方針（素案）を作成し、十二月には、湯島総合センターの整備方針（素案）に関する住民説明会を開催しました。

これまで、幅広い世代の区民を対象に、多様な地域の意見を踏まえ整備方針を検討していただいたことを高く評価します。

今後の予定は、令和七年二月に整備方針（案）について議会報告を行い、三月に整備方針を策定する予定です。令和七年度以降は、事業者公募に向けた準備が始まります。

湯島総合センターは、全体的にかなり老朽化しておりますが、地域のニーズに適した使い勝手の良さを兼ね備えた複合施設として、地域の皆さんに愛され、大事に利用されてきました。

区は、今後の長期的利活用の観点から、建物の規模を大きくして建て替えをする考えを施設整備の方針で示しています。ワンフロア当たり約六百平方メートルとして、地上十一階相当の建物を想定していて、既存機能の拡充も図るようです。

また、整備の考え方として新規機能の導入がありますが、地域のにぎわいを創出するイベントの実施可能なオープンスペースや、親同士

の交流、世代間交流等を促進する屋内遊び場・憩いの広場とどのような施設を想定しているのか、そのイメージを伺います。

また、安全に施設へ来所できるような施設周辺の整備とはどのようなのか、そのイメージをお示しくください。

アカデミー湯島及び湯島高齢者在宅サービスセンターの移転について、アカデミー湯島では施設が拡充されるようですが、特徴のある貸室の整備とはどのようなものか、そのイメージについてお尋ねします。湯島高齢者在宅サービスセンターの移転については、施設の規模をどのように見込んでいるのかお尋ねします。

なお、施設送迎の乗り降りが路上駐車ですと危険を伴いますが、駐車場、駐車場の確保や送迎についてはどのような対処をお考えか伺います。

湯島総合センターについては、いろいろな可能性があることも区有地だからこのメリットですので、是非、効率的・効果的な施設整備と、竣工後のメンテナンスをしっかりと工夫していただきたいと思えます。

次に、児童・生徒への不登校支援の在り方といじめ防止対策についてお聞きします。

令和五年度の全国の小・中学校における不登校児童・生徒数が約三十四万人となりました。文京区においても、小学校で百八十四名、中学校で二百二名と、昨年度より増加しています。

多様で複雑化する不登校の要因と背景を早期に的確に認識し、児童・生徒が不登校に至った個々の状況を理解することが必要という点で、関係機関とも連携して適切な対策を講じていることを評価します。

令和五年度から、区では、モデル校に校内居場所（別室）対応指導

員の配置を開始するとともに、今年度からは、区立小・中学校全校へ、スクールソーシャルワーカーを週一日配置しています。

また、校内居場所(別室)対応指導員を配置していない小・中学校には、家庭と子供の支援員などを活用した支援を行っています。昨年の十一月からは、モデル校が新たに二校加わり、十四校となりました。学びの居場所架け橋計画では、児童・生徒が校内の別室に在籍することで、登校日数の増加や教室復帰といった効果も出ているようですが、この計画におけるこれまでの成果と課題について伺います。

また、家庭と子供の支援員を配置したことによる成果と課題について伺います。

さらに、令和七年度には、校内居場所(別室)対応指導員のモデル校配置を二十校に拡充する予定ですが、その詳細と、全校配置を見据えた方向性についてお尋ねします。

また、これまで文京区が行ってきた様々な不登校児童・生徒への対策や、不登校児童・生徒を持つ保護者への支援等について、今後のどのように進めていくのか、その方向性について伺います。

次に、昨年度視察した寢屋川市の先行事例では、いじめを人権問題として捉え、行政が積極的に関与することで、全てのいじめを一か月以内に停止させているとのことでした。早期解決につなげている寢屋川市の施策を多くの自治体が視察に訪れ、複数の自治体において成功事例が報告されています。

現在の文京区の内じめ防止対策としては、寢屋川市とは別の動きになるとは思いますが、これまでの成果と課題についてお尋ねします。また、今後どのような施策を展開していくのかを伺います。

次に、区立中学校の全部活動の取組方針についてお聞きします。

先日、全部活動の地域連携・地域移行に関する調査・研究で、沖繩

県うるま市を視察しました。

うるま市モデルでは、地域実情に合わせて創意工夫を凝らした推進計画を打ち立て、対象者や種目、活動場所や活動方針、休養日と健康把握、適切な安全指導と保険加入などに加え、指導者の在り方や教員の兼職兼業等についても考え方を示しています。

その中で課題となっているのが、各部活動の指導者の人材確保や活動場所、大会参加や活動経費等です。これまでは義務教育の中で取り組まれ、無料で参加できたものが、持続可能な活動にいくためにも、必要な経費を頂いた上で、指導してもらえて良かったと生徒や保護者に思ってもらえる環境づくりが求められます。

しかし、部活動を地域に展開し、連携したことにより、自然の流れで部活動に携わる教員の負担が軽減され、働き方改革につながったということも伺いました。

文京区において、指導者や活動費をどのように確保するのかを始め、文京区における部活動改革の現状と課題について伺います。

また、今後のスケジュールとして、令和七年度までの改革推進期間、令和八年度から十三年度までの改革実行期間、令和八年度から十年度までの前期、中間評価の実施後、令和十一年度から十三年度までの後期となりますが、各期間における事業の展開について、どのように進めていくお考えか、お尋ねします。

区は、令和七年度に向けて、区立中学校の全部活動の地域連携・地域移行推進事業として、その在り方を検討するための検討会議を開催し、保護者や学校関係者などの様々な立場からの意見を取り入れるとともに、モデルケースとして、一部の種目の指導を外部委託して実施するようですが、検討会議の構成員と開催頻度、検討内容について、また、一部の種目の指導の外部委託における方向性について伺います。

次に、こどもの権利擁護を推進する体制の構築についてお聞きします。

令和五年四月、子どもの権利条約の四原則を明記したこども基本法が施行されました。子どもの意見表明権である聴かれる権利によって、子どもが学校や会議の場で安心して話せることはとても大切なことです。

フィンランドの日常生活では、子どもが尊重され、教員と生徒が対話を通して共に授業を構築していくことがあると伺いました。日本国内でも、子どもの意見表明について、大切と考える生徒が増えているそうです。

区は、これまで、子どもの権利を自分事として認識してもらえるように配慮し、施策を進めてきたものと思います。文の京こども月間における啓発活動や子どもの意見を直接聞く取組の実績と効果について伺います。

また、こどもの権利擁護を推進する体制の強化を図るため、子どもを一人の人間として尊重し、その権利を保障するとともに、子どもの最善の利益を守るため、こどもの権利に関する条例の制定に向けた準備を進めていることと思います。

あわせて、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のため、区児童相談所の安定的な運営に向けて準備をするとともに、こども家庭センター機能の整備を行っていくことでした。

そこで、こどもの権利擁護を推進する体制の構築について、子どもの意見を直接聞く取組を進めていく中で、子どもたちとの関わり方や子どもたちからの提案の実現に向けて、区はこれからどのように進めていくお考えか、お聞かせください。

今後は、令和七年三月に子育て支援計画が策定され、四月からは若

者計画が検討され、令和八年三月には若者計画が策定される予定です。こどもの権利に関する条例の策定についても同時期に進めていくようですが、子どもの権利の考え方が社会全体に広く浸透し受け入れられるために、今後はどのように進めていくのか伺います。

次に、児童相談所の運営準備体制と現在の地域連携体制についてお聞きします。

令和七年四月からの文京区児童相談所の開設に向け、児童相談所業務のシミュレーションを行いながら、部門ごとのマニュアルの整備などを進めてこられたものと認識しております。

また、いろいろな分野の専門スタッフによって、一人一人に寄り添った確かな支援を行うための体制づくりに向けて、これまで準備をされてきたことと思います。

開設後には、児童相談所として専門性の高い対応を継続的に提供できる体制を構築することが必要となりますが、現在、東京都からの業務引継ぎなど、これまでの準備の進捗状況と、開設後の児童相談所の運営体制について伺います。

また、開設後の児童相談所の組織や職員の運営体制を区として継続的に支え、より充実させるための課題と、今後の取組の方向性についてお尋ねします。

なお、昨年の一般質問の御答弁で、児童福祉法及び母子健康法の改正を踏まえたこども家庭センター機能の整備の在り方についての検討が行われ、今後に向けて、児童福祉と母子保健との一体的な運営による、切れ目のない支援の充実と強化が図られていくものと認識しております。

さらに、課題解決に向けて、区の児童福祉部門と地域連携の体制の構築が極めて重要だと思われませんが、支援関係機関や民生委員・児童

委員などが構成委員となっている要保護児童対策地域協議会や、民生委員・児童委員協議会の主任児童委員部会などにおいて、児童相談所設置に当たつてのきめ細かな情報共有と協議を重ねることを通して、地域での連携を進めるための支援を行っていると同様です。

今後、子どもと家庭に関する複合的な相談内容に対処するためには、関係機関とのより綿密な連携・協力が必要となります。

区内の地域社会との連携に関して、区児童相談所の開設に向けてこれまで行ってきた取組の成果と、地域との連携をより強めていく体制の構築に向けた今後の展開についてお尋ねします。

次に、十年後のみどりの将来像への取組方針についてお聞きします。文京区みどりの基本計画の基本理念として、十年後の文京区において実現すべき五つのみどりの将来像と、将来像の実現のために必要となる五つの十年間の取組方針が、令和二年三月に示されました。

将来像の一は、「まちなかでは、公園、個人の住まいや民間の事業所、大学等の様々な場所にみどりがあふれ、うるおいのあるまちなかが広がっています。」と掲げ、将来像二は、「リニューアルされた公園で子どもたちが思い思いの遊びを楽しんでいます。それぞれの公園では、区民や事業者の手によって、魅力的な空間が生み出されています。」とあります。将来像三は、「地域の記憶、歴史、文化を紡いできた庭園が継承されています。まちなかの樹木は、様々な人々の見守りにより健康度を確認し、維持・更新されています。」とあり、将来像の四は、「人々は心地よいみどりの空間をたどりながら、思い思いに歩いたりくつろいだりしています。これらのみどりやその周辺では、様々な生きものの鳴き声が季節感を感じさせてくれます。」とあります。将来像の五は、「様々な人々が互いにコミュニケーションをとり、みどりのまちづくりについての新たな発想がいたるところで生まれて

います。」と示されています。

あれから約五年が経過しましたが、五つのみどりの将来像と取組方針を踏まえ、それぞれについて、これまでの進捗状況と課題、今後に向けた後半五年間の取組の方向性について伺います。

また、せんだつても、国内で、樹木の倒木や大枝の落下が原因で、歩行者や車、家屋などを巻き込む事故が起きています。

文京区においては、安全のため、倒木対策に関して、しっかりと樹木調査や精密診断の必要性を踏まえ、定期的に行っていることを高く評価します。

一方、太い幹が途中で折れたり、大きな枝が落下するといった事故も予想されるのですが、樹木の劣化の予見が大変難しいと思います。文京区においては、街路樹や公園樹木などの大きな枝の落下に対して、どのような対策を採っているのかをお尋ねします。

次に、肥後細川庭園の改修についてお聞きします。

文京区みどりの基本計画の基本理念として、将来像への取組方針の中に、地域の記憶、歴史、文化を紡いできた庭園を継承していくという内容が入っています。以前から申し上げておりますとおり、肥後細川庭園について、改修の意識を持っていただきたいと願っております。是非、専門家の方に調査していただくことをお勧めしますが、区のお考えをお尋ねします。

以前に、新江戸川公園からはじめる緑と歴史のまちづくり事業の中で改修工事を行った際の基本計画を基に、高い景観性が保たれるような樹木の維持管理を行っていると同様です。

庭園の作庭については私も長年の経験がありますので、気が付いたところを一部指摘させていただきます。

庭の見どころは、何といつても、力強い滝口と周囲の石組です。算

で水を引き込むつくばいや流れと呼ばれる水路も、水の動きを感じる景色です。

水の利用が難しいときは、庭園の重点箇所に見合った石造物や景石、石積、石畳などを配置して、重厚感を高める手法を取ることが定石となります。

そのような観点を肥後細川庭園に置き換えてみますと、園内の滝口や景石など、気になる点が幾つか見られます。気になる部分を年度ごとに段階的に改修していくのであれば、工事費の負担もそれほど掛からず、効果的に改修できると考えますが、今後の方向性についてお尋ねします。

次に、学校給食の食品廃棄物のリサイクルについてお聞きします。SDGsの観点から、CO2排出削減やごみの減量化、リサイクルについての取組が近年進んできています。

本区においても、今年四月から、家庭から排出されるプラスチック製容器包装とプラスチック製品については、これまでの焼却処分ではなく、分別回収をし、再資源化を行う処分方法に新たに変更となります。

令和二年三月改定された文京区地球温暖化対策地域推進計画に基づき、今後も、様々な分野での廃棄物の減量化やリサイクルの取組をより一層進めてほしいと思います。

学校現場においては、学校給食の実施に伴う食品廃棄物が継続的に発生しており、現在、本区においては、事業系一般廃棄物として、可燃ごみとして収集され、焼却処分されています。

児童・生徒に対する食品ロスの普及啓発の取組は進んでいる一方、その処分方法には更なる検討の課題があると認識しております。

令和元年には、国において、食品リサイクル法に基づく新たな基本

方針が公表され、基本理念においての「食品ロス」の明記、そして、食品廃棄物等の発生抑制を優先的に取り組んだ上で、飼料化、肥料化等の再生利用を実施する方向性が明記されました。

こうした背景の下、全国の自治体、二十三区においても、学校給食の食品廃棄物の再生利用の実施や検討が進んできております。

本区においても、学校給食の更なる食品廃棄物を減らす工夫や、飼料化・肥料化等の再生利用の取組を進めていく必要があると考えますが、現状の取組状況と今後の方針についてお伺いします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。  
御清聴ありがとうございました。

〔成澤廣修 区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 成澤廣修 区長。

〔成澤廣修 区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 浅川議員の御質問にお答えします。

最初に、元町ウエルネスパークの開設準備と元町公園の整備に関する御質問にお答えします。

まず、体育館や園庭の貸出しについてのお尋ねですが、認定こども園の活動時間外における園庭の運用については、事前に地域と調整を行い、実施計画を策定した上で、地域防災訓練等、地域と行政が連携したイベントを実施いたします。

その他の時間帯は、未就学児を始め、一般の方向けに地域開放を行うほか、協働事業者である学校法人順天堂による、区民を対象にした地域貢献事業の実施も予定しており、現在、協定の締結に向け、具体的な内容や利用方法について協議を進めているところです。

また、順天堂が所有する体育館については、区民が利用可能な様々なスポーツプログラムや団体貸出し等を実施する予定であると聞いて



おります。

次に、元町ウェルネスパークの避難所機能についてのお尋ねですが、本年四月の開設に向け、現在、避難の対象となる町会のほか、避難所となる施設の管理者等とともに、避難所運営協議会を開催しております。

その中では、避難スペースの点在や避難者の動線の確保等、複合施設特有の課題もあり、実際の施設や設備等を確認しながら、避難所の開設手順について検討しているところです。

今後、避難所の開設について、区報やホームページ等により、地域の方に対して丁寧な周知に努めてまいります。

さらに、施設開設後は、避難所運営協議会などとともに、避難所開設キットを用いた避難所開設・運用訓練や、隣接する公園を活用した訓練等の実施について検討してまいります。

次に、元町ウェルネスパークのカフェ・レストランについてのお尋ねですが、店舗面積としては、シビックセンター一階のカフェのおおむね半分程度の規模となっております。店内には三十四席の客席を設置する予定と聞いております。

あわせて、どなたでも御利用いただけるよう、カフェに隣接する公園に向けたテラス席も用意しており、公園の整備が終了した際には、多くの方に御利用いただけるものと期待しております。

また、順天堂による医学的な知見を取り入れ、医食同源をコンセプトに考案した、栄養価が高いメニューを提供するとともに、災害時においては、炊き出しの実施等、食の面から地域に貢献していく予定であると聞いております。

次に、元町公園の整備についてのお尋ねですが、第二期工事は、現在、約六〇%の進捗率となっております。

また、第一期工事では、南側擁壁の補修と西側擁壁の約半分の改修を行い、第二期工事として、西側擁壁の残りの改修と、広場や遊具等、園内全域の整備を行っております。

下段補修工事については、カスケードや壁泉等、開園当初から残る施設補修を行うものであり、これらの施設について、補修方法や素材の選定等に時間を要したため、第二期工事と分離して発注しております。

また、当初予算と比較した三つの工事の変更総額については、材料費や労務費の上昇に伴い、約三千四百万円増加しております。

なお、周辺道路については、公園工事の進捗状況を確認しながら、舗装工事等に着手してまいります。

次に、湯島総合センターの整備方針に関する御質問にお答えします。まず、オープンスペース、屋内遊び場及び憩いの広場についてのお尋ねですが、これらは建て替え後の湯島総合センターに新たに整備するものであり、本施設の整備コンセプトであるみんなの居場所づくりにおいて、象徴的な場となるものと考えております。

オープンスペースについては、可変的な空間づくりにより、用途に応じて多目的に使うことができるような工夫を施すことで、地域の皆様の催しを始めとした様々なイベント等で活用いただけるよう、整備を進めてまいります。

また、屋内遊び場については、遊びの内容に応じてエリアを分けることや、時間帯に応じて使い方を変えるなど、天候に左右されることなく、子どもたちが安心して楽しく遊ぶことができる場としてまいります。

あわせて、屋内遊び場を利用する子どもとその保護者だけでなく、他の施設を利用する様々な方が交流できるよう、憩いの広場を併設す

ることで、建て替え後の湯島総合センターが地域コミュニティとにぎわいの促進に寄与する施設となるよう進めてまいります。

次に、安全に在所するための施設周辺の整備についてのお尋ねですが、建て替え後の湯島総合センターには、既存の福祉センターや児童館等に加えて、新たな福祉施設や児童施設を設置する想定であることから、より安全に配慮した施設周辺の整備が必要と考えております。

例えば、施設内に空地を設け、安全な歩行空間を確保することや、施設や植栽等が死角とならないよう、視認性を確保する等の工夫を施すことで、施設に在所する利用者の安全性を確保することなどを、設計段階で検討してまいります。

次に、アカデミー湯島の貸室の整備についてのお尋ねですが、利用者からは、防音性能を備えた音楽室などの新たな機能を求める意見等が寄せられており、区民ニーズを踏まえ、より利用しやすい施設の整備に努めてまいります。

次に、湯島高齢者在宅サービスセンターの規模についてのお尋ねですが、施設規模の詳細については今後検討してまいります。また、移転に伴い、設備の改善や利用実績を踏まえた工夫等により、必要な支援や機能訓練等の機能向上を図り、より利用しやすい施設となるよう整備を進めてまいります。

次に、駐輪場及び駐車場の確保や送迎についてのお尋ねですが、建て替え後の湯島総合センターには、多様な人が訪れることが想定されるため、法令等を踏まえながら、利用者数の見込みや施設用途に基づく駐輪場や駐車場を確保してまいります。

また、送迎については、今後、施設設計等を進める中で、安全に配慮しながら、スムーズな送迎ができるよう検討してまいります。

次に、子どもの権利擁護を推進する体制の構築に関する御質問にお

答えします。

まず、文の京こども月間における啓発活動等についてのお尋ねですが、本年度は、新たに、文の京こども月間とした九月から十一月を中心に、子育てフェスティバルや文の京こどもまつり等のイベントにおいてシールアンケートを行い、延べ千二百六十六人から回答を得るとともに、百五十八人にインタビューを行いました。

インタビュー等を通じて直接対話することにより、こどもの権利について、自分事として意識し、考えていく機会が提供できたものと考えております。

また、児童館や子育てひろば、区立小・中学校の特別支援学級及び放課後等デイサービス事業所において、子ども本人への個別ヒアリングを行い、自分の気持ちや意見を周りに伝えられているか、悩みを相談できているかなど、子ども本人にとってのこどもの権利の状況を改めて見詰め直すきっかけづくりになったと認識しております。

次に、こどもの権利擁護を推進する体制の構築についてのお尋ねですが、区では、これまでも、子ども応援サポート室や子どもの最善の利益を守る法律専門相談など、様々な取組を進めてまいりました。

本年四月には児童相談所を開設するとともに、独立した立場から子どもの最善の利益を保障する子どもの意見表明等支援員と子どもの権利擁護調査員を配置し、子どもの権利擁護に係る環境整備をより一層推進してまいります。

また、(仮称)こどもの権利に関する条例の制定に向けて、子どもの意見を直接聞く取組として、区内中高生をこどもの権利推進リーダーとして募集し、先月、第一回リーダー会議を実施したところです。

今後、本年秋まで会議を重ね、子どもたちの意見や提案を受け、条例制定の趣旨や理念、目的等を掲げる条例の前文を検討していくと

もに、全てのこどもの権利が保障されるよう、こどもの権利に関する取組を推進してまいります。

次に、こどもの権利の周知についてのお尋ねですが、区では、こどもの権利の更なる浸透を図るため、今後も、文の京こども月間を中心に、イベントでの啓発や子どもへの個別ヒアリングを継続して実施するとともに、本年五月から六月には二回目のWEBアンケート調査を実施するほか、区で作成した子ども向け動画を活用し、関係機関と連携した啓発を進めてまいります。

次に、児童相談所の運営準備体制等に関する御質問にお答えします。まず、区児童相談所の設置準備の進捗と開設後の運営体制に関するお尋ねですが、現在、引継ぎのために都へ職員を派遣しており、区職員が都の職員と密接な連携を図りながら、具体的なケースを含めた事務の引継ぎを行っているところです。

今後の引継ぎに当たっては、都からの継続案件に関する記録の移管も含め、万全の体制で臨んでまいります。

開設後の運営体制については、緊急性の高い児童虐待の相談や、児童福祉法改正への適切な対応、昼夜を問わない一時保護施設の運営など、児童相談所として高度で専門性の高い支援を継続的に提供できる組織体制を整備いたします。

また、開設後においても、現場における実践的な取組の中で、課題を見極め、児童相談所により安定的な運営体制の強化に向けた検討を重ねてまいります。

次に、区児童相談所と地域社会との連携に関するお尋ねですが、区児童相談所の開設を控え、これまで、関係機関における様々な研修会等の機会を捉えながら、児童相談所の業務や、開設に向けた準備状況についての情報共有を図るとともに、関係機関が持つ社会資源の内

容の把握に努めてきたところです。

開設に当たっては、地域にある様々な関係機関との確に連携し、案件の一つ一つに丁寧な対応を図ることを通して、日頃から顔の見える相談しやすい関係の構築に取り組んでまいります。

次に、十年後のみどりの将来像への取組方針に関する御質問にお答えします。

まず、みどりの基本計画についてのお尋ねですが、これまで、みどりの基本計画に基づき、五つの取組方針に応じた重点施策等を設け、みどりの保全や創出に取り組んでまいりました。

重点施策の一つである公園再整備の強化では、昨年度までの四年間で十七園の再整備等を行い、目標である年間四園を上回るペースで整備を進めてまいりました。

また、保護樹林・樹木制度の充実では、保護樹木の助成額と頻度を拡充し、より利用しやすい制度とした結果、助成件数が増えるなど、事業の着実な推進に努めているところです。

引き続き、公園の再整備や緑化の啓発、夏の暑熱環境の緩和に資する取組などの各施策を着実に実施し、豊かなみどりの保護と育成に取り組んでまいります。

次に、街路樹等の枝の落下対策についてのお尋ねですが、街路樹は毎年、公園樹木は三年ごとの定期剪定を行うとともに、日々の巡回等により、枝折れの発生予防、安全の確保に努めております。

最後に、肥後細川庭園の改修についての御質問にお答えします。

肥後細川庭園は、熊本藩最後の御用絵師である杉谷雪樵が描いた当該庭園の風景や永青文庫に残る写真を基に、平成二十七年から三年掛けて改修工事を行い、これまで管理してきましたが、改修工事後の状況が維持できるよう、庭師や日本庭園の有識者等に現状を見てい

ただき、庭園の持つ魅力や個性等を踏まえた庭づくり、また、それに伴う改修の必要性等について、御意見を頂いてまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、学びの居場所架け橋計画の成果等についてのお尋ねですが、校内居場所（別室）対応指導員の取組は、令和五年度に小・中学校七校で開始し、その後、三度の拡充を経て、今年度の二学期末現在、十校で実施しており、百四十九名の児童・生徒が利用しています。

成果としては、校内に児童・生徒が安心して過ごすことのできる環境を整備することができたことにより、自分のペースで学校への復帰や教室への復帰を選択できるようになったことと、学校とのつながりを維持できるようになったことがあります。

不登校の未然防止や早期対応に一定の効果があつたことから、令和七年度は、出現率の高い中学校には全校配置し、小中合わせて二十校に拡大してまいります。

また、小学校については、ニーズを丁寧に聞き取りながら、拡大についても検討してまいります。

引き続き、学校と教育センター等が連携・協力するチーム学校の取組の推進により、不登校が生じない学校づくりを進めてまいります。

次に、家庭と子供の支援員についてのお尋ねですが、家庭と子供の支援員は、都教育委員会の学校と家庭の連携推進事業により、必要に応じて区立小・中学校へ配置しております。

本区では、別室登校している児童・生徒への個別支援、学級復帰支

援、登校支援等を行っております。また、保護者からの相談等も受けております。

令和六年度については、本年一月末現在、小学校七校、中学校四校に支援員十二名を配置しています。

また、校内居場所（別室）対応指導員を配置していない小・中学校では、保健室等に登校している児童・生徒への個別支援等を中心に活動し、配置校では、校内居場所（別室）対応指導員のサポートをしています。

成果としては、個々の状況に応じた支援を行ったことで、学校に登校できる子どもの数や、学校での滞在時間が増えたことが挙げられます。

課題としては、都の制度として、活動時間に制限があり、不登校児童・生徒に対応できる時間が少ないことと、支援員を安定的に確保することが難しいことが挙げられます。

今後、校内居場所（別室）対応指導員の配置の拡大と合わせて、家庭と子供の支援員の確保に努めてまいります。

次に、今後の方向性についてのお尋ねですが、不登校の背景は、児童・生徒によって異なり、多様化していることから、児童・生徒一人一人にふさわしい支援を行う必要があります。また、保護者への支援も強化していく必要があります。

そこで、引き続き、不登校への支援を、未然防止、早期支援、長期化への対応の三つの段階で捉えながら、多様な支援策を実施してまいります。

具体的には、多様な居場所の確保として、校内居場所（別室）対応指導員の配置の拡大と、ふれあい教室の運営の充実を図ってまいります。

また、現在実施しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校配置、クラス等の特徴を把握し、日頃の指導場面で活用するhyper・QU、オンラインシステムを活用した支援を行うroom・Kの取組を、引き続き進めてまいります。

あわせて、保護者支援として、不登校の児童・生徒の保護者を対象とした進路説明会の実施や、不登校の相談先等を紹介するリーフレットの配付を進めてまいります。

不登校等の相談に対応する教育センター総合相談室の運営も含め、今後とも、子どもたちと保護者の支援に積極的に取り組んでまいります。

次に、本区のいじめ防止対策の成果と課題についてのお尋ねですが、文京区いじめ防止対策推進基本方針に基づき、早期発見に向けたアンケートの実施や、スクールカウンセラーを活用した相談を行っております。

また、教職員の組織対応を向上させるため、学校いじめ対策委員会の設置や、教職員の対応力向上を図る研修等を実施しております。

さらに、弁護士等を活用したいじめ防止授業の実施や、いのちと人権を考える月間において、子どもたちが自尊心や自己肯定感を高め、自分と他者の命や人権を大切にすることを育んでいます。これらにより、学校が積極的にいじめを認知することができるようになっております。

課題としては、いじめの態様が複雑化し、解決に時間を要することがあることです。

引き続き、丁寧な対応に努め、解決に向けて、学校と教育委員会、関係機関で連携してまいります。

次に、部活動改革の現状と課題についてのお尋ねですが、現在、文

京区立中学校部活動地域連携・地域移行に係る検討会議において、今後の部活動の地域連携・地域移行を進めるための指針となる部活動地域移行実施計画について検討しており、昨年十一月に素案の原案を取りまとめたところです。

今後、その内容を区議会に御報告するとともに、区民の方々からの御意見を伺いながら、計画を取りまとめまいります。

本原案では、令和八年度から休日における地域移行を進めることとしております。国が示している改革実施期間の前期に当たる令和八年度から合同部活動を組織し、前期の最終年度である令和十年度から、令和十一年度から十三年度までの後期に掛けて、合同部活動を地域クラブ活動に移行する予定としております。

課題としては、活動費の受益者負担が挙げられます。

中学生の豊かな活動を持続可能なものとするために、今後、検討会議等で議論を深めてまいります。

次に、文京区立中学校部活動地域連携・地域移行に係る検討会議についてのお尋ねですが、本検討会議は、学識経験者、校長会代表、PTA代表及び庁内関係五課の担当者で構成されており、本年度は四回開催いたしました。

また、部活動指導の外部委託については、現在、サッカー部で実施しています。

今後、生徒や保護者、学校のニーズの把握に努めながら、外部委託の拡充について検討してまいります。

最後に、学校給食の食品廃棄物のリサイクルについてのお尋ねですが、現在、区立小・中学校では、子どもたちが食材や料理に興味を持ち、食べる意欲を育てる食育を行うことにより、学校給食の残食を減らすことに努めております。

今後は、他自治体の取組事例も参考にしながら、飼料化等の食品リサイクルについての検討も進めてまいります。

〔浅川のぼる議員「議長、十番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 十番浅川のぼる議員。

○浅川のぼる議員 自席からの発言をお許しください。

区長、教育長、御答弁誠にありがとうございます。

これからも、文京区民が心豊かに安心して暮らせるまちづくり、そして、高齢者や子育て世帯に優しいまちづくりでありますように、これからも活動してまいります。

なお、詳細につきましては、同僚議員とともに各委員会におきまして議論を深めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○議長（白石英行） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後二時五十二分休憩

午後三時五分再開

○議長（白石英行） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔関川けさ子議員「議長、三十四番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 三十四番関川けさ子議員。

〔関川けさ子議員登壇〕

○関川けさ子議員 日本共産党文京区議会議員団の一般質問を行います。

着座にて失礼をさせていただきます。

かねてより課題となっていた元町公園の文化財指定について、東京

都・文化庁と文京区の協議、交渉がようやく始まることとなりました。遅きに失したとはいえ、この交渉の始まりは、区民の長年の運動と、私たち日本共産党も要求し続けてきた成果だと思っています。

一日も早い国の文化財指定を望みますが、昨年十一月六日、庁議で示されたスケジュールでは、旧元町小学校が対象に入っておりません。

元町公園と一体で作られた復興小学校ですが、なぜ対象から外されたのか、伺います。

また、二〇二二年一月の区の文化財保護審議会で、ある審議委員の先生が、元町公園に関する事項について、審議委員全体の意見として、「まず指定をする、その上で様々な調査を行うことを考えるのが一番良い」と発言されています。

今からでも審議会の意見を尊重し、都や文化庁ともよく相談して、スケジュールで示された令和八年以降といわず、まず、国文化財に指定するよう求め、伺います。

この文化財指定は、二〇〇四年に東京都の史跡等整備検討委員会、現在はありません、から名勝指定対象とすべき公園の筆頭に挙げると打診のあったときに、区は、文化財審議会にも掛けずに文化財指定について断った経緯があります。

その後、元町公園・元町小学校を残してほしいという広範な区民や地元町会、さらに全国的な運動が起こり、文化財審議会の先生方も現地を視察・調査し、再三再四、文京区に文化財指定の要望をしてきたのにもかかわらず、区は、元町小学校・元町公園の文化財指定を拒んできました。

この根底には、三十年以上前のシビックセンター建設の際の埋蔵文化財調査を行わなかったことと、小石川後楽園から見たときに、シビックセンターの高さ百五メートルが景観に影響する・触れると文化庁

から厳しく指摘を受けた、文化財保護法違反の問題があります。

この反省を基に、保護条例が大幅に改正され、区の文化財保護審議会が設置されたはずですが、この文京区文化財保護条例がその後の歴史的建造物保存等の文化財行政に十分に反映されていないと思います。伺います。

例えば、菊坂にある、跡見学園女子大学所有となった旧伊勢屋質店、歌人石川啄木が家族と生活をした商家、博物館明治村に解体・移築された喜之床、弥生にありましたが北上市に移転されたサトウハチロー記念館など、歴史的建造物の保存等について、文京区文化財保護条例を作った意義が生かされていません。

歴史的建造物の保護は、その建物だけ、民間の所有物件を特別扱いするわけにはいかないという文京区の姿勢そのものの弱さがあると思います。区長の認識を伺います。

喫緊の課題としては、近日解体が始まった本郷四丁目の諸井邸は、建築当初の姿をよく残しており、建物の増築があるが、工事仕様書、見積書、契約書など、建築に関する多くの書類が残され、建築技術史を考える上で貴重であると専門家が指摘しており、区民が保存を強く望んでいます。

作家の森まゆみ氏も、SNS上で、「諸井邸、隣が区立ふるさと歴史館、前が真砂図書館という文教地区、建物は明治三十年代で、震災も戦災も免れた貴重な建築です。隣、諸井邸と合わせてふるさと歴史館にして、漱石、一葉、子規も含め、きら星のようにいる、文京ゆかりの記念館にすれば良い」と発信しています。私も同感です。

文京区としてこのような方向で尽力をすべきと思いますが、伺います。

また、文化庁の補助を受けて都が実施した東京都近代和風建築総合

調査（平成十八年から二十年）の調査書では、本郷の瀬川邸など六十六件の歴史的建造物が掲載されていますが、そのうち現存しているのは何件ですか。伺います。

川越市など全国で、歴史的建造物を適切に保存し活用することで、地域の活性化や魅力ある街づくりに生かす、歴史的建築物の保存及び活用に関する条例を作っていますが、文京区でも数ある歴史的建造物の保存と活用をするため、同様の条例を作ることを求め、伺います。

次に、旧元町小学校を活用する元町ウェルネスパークについて伺います。

元町ウェルネスパークは、旧元町小学校の整備と元町公園との一体的活用の事業のうち、民間活力の導入の視点で開設に至るわけですが、その大前提は、区民の貴重な財産として有効活用を図ることです。

ですから、西館地下の体育館や、園児が帰宅した後や、休日の園庭は、区民本位に使えるようにというのが住民の長年の強い要望でしたが、区民利用はどの程度できるのか、順天堂との協定はどのようになっているのか、説明を求めます。

十二月の総務区民委員会で、報告資料に「事務室等」とだけ記載している四階北側に、東京ユナイテッドFC元町オフィスが入ることが分かりましたが、区と順天堂が十二月に締結した施設等の維持管理及び運営に係る協定の図面では、この場所は東京ユナイテッドFC本部と書かれ、委員会でもユナイテッドFC本部と答弁しています。

東京ユナイテッドを運営する一般社団法人CLUB LB&BRBは、本郷五丁目の現在所在地から元町オフィスに移るのか、この事務室でどんな業務を行うのか、伺います。

また、東京ユナイテッドFC元町オフィスの隣に個室がありますが、用途をお答えください。

順天堂との基本協定では、西館の一部をテナント事業者に賃貸する場合、テナント事業者の商号及び営業内容を開示して、事前に書面にて区に届け出なければならずとあります。

しかし、区と順天堂が施設等の維持管理及び運営に係る協定を結んだ昨年十二月十二日時点で、この書面は未提出です。基本協定の趣旨に反するのではないかと伺います。

元町ウエルネスパークの名称は、順天堂の提案と地元住民との協議で、旧小学校跡の施設全体に限定した名称とすることですが、本来、元町公園と一体に、一九二三年の関東大震災に伴い、帝都復興事業の一環として、再建・整備された五十二の震災復興小公園・小学校の中で、当時の姿を伝える唯一の事例です。

これを長く顕彰するため、元町ウエルネスパークの名称に先立ち、震災復興小学校記念と冠することを提案し、順天堂と協議を求め、伺います。

なお、施設全体に掛かった総経費と、内訳として、解体費と西館の建設費、そのうちの区負担額及び東館の改修費をお示しください。

次に、老朽化が著しい湯島総合センターの建て替え計画について伺います。

区民の要望だった児童館・育成室、図書館は予定どおり残ることにりましたが、湯島総合センター建て替えを考える会が区にアンケート結果を提出した中に、この湯島地域から保育施設がなくなってしまうので、保育園を作ってほしいという要望がたくさん寄せられています。しかし、計画の中には保育施設がありません。

保育園の設置と、障がい者のグループホームや高齢者の住宅を併設するよう求め、伺います。

浴場は存続することになりましたが、高齢者だけでなく、区内から

銭湯が激減していることから要望が強いことを指摘し、中央区の所思小学校廃校施設のように、公衆浴場として地域の誰もが使用できる施設とするよう求め、伺います。

さらに、広域広場は、防災機能や地域の催しや発表、活動の場として、地域の方々も利用しやすくなるよう求め、伺います。

この建築には数年掛かると思いますが、その間、天神図書室を作ったときのように、空きビルを借り上げ、今ある施設が使えるようにするとともに、湯島小学校の教室不足を解決するため、プレハブ教室で代用せずに、借り上げたビルにアカデミー湯島、湯島高齢者在宅サービスセンターも移転し、教室を確保するよう求め、伺います。

なお、建設の際には、区内中小企業・業者へ仕事を発注するよう求め、伺います。

次に、介護福祉について伺います。

特別養護老人ホーム千駄木の郷を運営する桜栄会が、二〇二六年度末で撤退すると十二月の厚生委員会に報告されました。

同じく、旧区立特別養護老人ホームである白山の郷の法人撤退は二〇二四年九月に報告され、旧区立特別養護老人ホームの法人撤退は二年連続です。区内の介護入所施設の危機との認識を持つべきです。伺います。

情報公開によると、桜栄会の撤退意向は、昨年八月九日に、担当部長と課長等とともに人事異動の挨拶で桜栄会本部を訪問した際に伝えられ、部長らは、事業者の引継ぎについて、介護サービスの維持を前提に、利用者、職員の負担を最小限にし、スムーズな引継ぎを対応したことが記録されています。

すなわち、区は、人事異動の挨拶の場で撤退を了承し、区長は事後報告を受けたこととなります。こんな意思決定は余りに無責任ですが、



区長が部長から撤退を了解したと事後報告を受けたのはいつなのか、伺います。

桜栄会が撤退表明後、特別養護老人ホームの職員組合と行った団体交渉記録によると、区との協議はいつからしていたのかの質問に、桜栄会の回答は、令和六年八月に区の担当者が交代し挨拶に見えたので、厳しい状況だと話をしたとの記述があるだけです。

この記録を区は受け取っていますが、区から、撤退を前提に引継ぎの課題をこなすよう伝達した等の訂正・加筆を求めた事実はあるか、また、区長が撤退を了解したのはいつか、併せて伺います。

千駄木の郷では既に退職者が出ており、法人が確保可能と言っていた代替派遣職員五人が確保ができず、夜勤が三回連続する職員が出て、その一方で、利用控えが生じ、介護労働と経営に重大な支障を来しています。区の責任で打開することを求めます。お答えください。

そして、これらの責任は、区が安易に撤退を了解したことにあります。区長の猛省を求めるとともに、区は実態を直視して法人撤退の了解を撤回し、再協議し、介護サービス提供体制に責任を持つべきです。答弁を伺います。

区内の介護施設で長年働くケア労働者は、文京の高齢者の様子を熟知し、区の関係機関や地域住民と連携する職能を蓄積している、かけがえのない存在です。

千駄木の郷で働く介護職員百人の雇用が脅かされる事態は、区民にとって重大な損失です。区長も深刻に受け止めるべきですが、認識を伺います。

そして、千駄木の郷の職員の雇用を守るため、区も尽力すべきです。併せて伺います。

千駄木の郷が桜栄会による民営施設になったのは、二〇〇七年にく

すのきの郷で、就労資格のない労働者が夜勤に従事したこと、区の介護施設運営の資格が取り消されたためでした。

この事件のお詫びの中で、区長は、今回の極めて厳しい処分を厳粛に受け止め、区の全組織を挙げて区民の信頼回復と更なる区民福祉の向上のために最大限の努力を区民に誓ったはずですが、この認識が変わっていないなら、区立特別養護老人ホームに戻し、介護施設とケア労働者の雇用を守り、介護福祉提供の責任を果たすべきです。答弁を求めます。

以上で私の質問を終わります。

答弁のいかんによっては、再質問を留保いたします。

最後に、本日、車椅子での登壇に当たり、各党派・議会事務局の御理解・御配慮がありました。感謝を申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 関川議員の御質問にお答えします。

最初に、文化財の保護についての御質問にお答えします。

歴史的建造物も含めた文化財をまちづくりを生かしつつ、その継承・活用に取り組んでいくことは重要と認識しておりますが、その保存に当たっては、所有者の意向が前提であり、意向を踏まえずに、区が保存等を行うことはできません。

そのため、所有者に対し、機会を捉えて、文化財保護制度に関する情報提供を行いながら、丁寧な相談に応じることで、文化財保護制度の活用を促進し、歴史的建造物の保護に努めております。

なお、こうしたことから、議員御指摘の新たな記念館を作ることは

困難と考えております。

次に、元町ウエルネスパークに関する御質問にお答えします。

まず、体育館や園庭の利用についてのお尋ねですが、認定こども園の活動時間外における園庭の運用については、事前に地域と調整を行い、実施計画を作成した上で、地域防災訓練等、地域と行政が連携したイベントを実施いたします。

その他の時間帯は、未就学児を始め、一般の方向けに地域開放を行うほか、協働事業者である学校法人順天堂による、区民を対象にした地域貢献事業の実施も予定しており、現在、協定の締結に向け、具体的な内容や利用方法について、協議を進めているところです。

また、順天堂が所有する体育館については、区民が利用可能な様々なスポーツプログラムや、団体貸出し等を実施する予定であると聞いております。

次に、西館四階における事務室等についてのお尋ねですが、まず、一般社団法人CLUB LB&BRBの本部は、既に本郷五丁目から後楽一丁目に移転したと聞いております。

元町ウエルネスパークにおいては、区と順天堂が相互に協力し、円滑かつ効率的に施設を運営するため、日常の管理運営は一体的に行う必要があります。

そのため、基本協定において、順天堂が共用部分の維持管理を行うほか、本施設で地域貢献事業を実施することとしております。

順天堂は、東京ユナイテッドFCを協力事業者として、施設予約や複数か所にわたる受付等を委託する予定と聞いております。

東京ユナイテッドFC元町オフィスについては、委託された業務を取りまとめるため、サテライトオフィスとして東京ユナイテッドFCが順天堂から賃借するものですが、具体的な業務については、来年度

の開設に向け、検討が進められているものと認識しております。

なお、議員御指摘の西館四階の部屋については、フロアに入る複数の事業者の共用会議室に利用されるものと聞いております。

次に、基本協定における届出についてのお尋ねですが、今後、順天堂において、西館の一部をインターナショナルプリスクール等のテナント事業者に貸し付ける予定と聞いております。その契約に当たっては、基本協定に基づく事前の届出がなされるものと認識しております。

次に、施設名称についてのお尋ねですが、施設名称については、順天堂と検討した上で、地域の方々にアンケート調査を実施しており、その結果を踏まえ、近隣町会等との意見交換も合わせて決定したものであり、施設名称として震災復興小学校記念と冠することは考えておりません。

なお、元町小学校の歴史性については、東館の歴史展示室等で伝えてまいります。

次に、施設整備に係る経費についてのお尋ねですが、施設整備に係る総経費は、順天堂が負担する建築費を含め、現時点での概算で約八十五億六千万円となっております。そのうち、解体費は約五億三千万円で、区の全額負担となっております。また、西館の建設費は約五十三億五千万円、そのうち、区の負担額は約二十三億円となっております。

なお、東館の改修費は、約二十六億八千万円を見込んでおります。

次に、湯島総合センターの建て替えに関する御質問にお答えします。まず、保育園や障害者グループホーム等の整備についてのお尋ねですが、整備方針の作成に当たっては、近隣町会や利用団体の代表者との意見交換に加え、利用者等に対するアンケート調査を実施するとともに、パネル展示型の説明会や整備方針の素案に関する説明会を開催する等、幅広く御意見を伺い、導入機能を検討いたしました。

現状、保育園等の機能を導入する予定はございませんが、本整備は長期間にわたる計画となるため、今後とも行政需要について適宜検証を行いながら、状況に大きな変化があった場合には、整備方針における導入機能を見直し、設計に反映する旨を整備方針案に追加しております。

次に、文京福祉センター湯島の入浴施設を公衆浴場とすることについてのお尋ねですが、文京福祉センター湯島の入浴設備は、既存の施設においても需要があり、高齢者クラブとの意見交換会やアンケート調査等の結果を踏まえ、建て替え後も導入する方向性を整備方針案に明示したところです。

公衆浴場は、公衆衛生を確保する観点から重要な施設であると認識しておりますが、本計画において設置する考えはございません。

次に、オープンスペース及び屋外広場についてのお尋ねですが、これらは建て替え後の湯島総合センターに新たに整備するものであり、本施設の整備コンセプトであるみんなの居場所づくりにおいて、象徴的な場となるものと考えております。

オープンスペースについては、可変的な空間づくりにより、用途に応じて多目的に使うことができるような工夫を施すことで、地域の皆様の催しを始めとした様々なイベント等で活用いただけるよう、整備を進めてまいります。

また、屋外広場については、オープンスペースとの一体的な利用も含めた各種イベントの実施等、様々な用途で利用できる場として整備するとともに、災害時においては一時的に退避できるスペースとするなど、防災性にも配慮しながら検討を進めてまいります。

次に、工事期間中の代替施設についてのお尋ねですが、本整備については長期間にわたる計画となるため、工事期間中も可能な限り既存

の施設機能の利用を継続できるよう、代替機能の検討が必要と考えており、引き続き、近隣施設の活用や代替事業の実施等について検討してまいります。

次に、区内事業者への発注についてのお尋ねですが、湯島総合センターの建て替えに当たり、本年度策定予定の整備方針を踏まえ、来年度以降に整備等事業者の公募を行うことを予定しております。

事業者の公募に当たっては、区内事業者の参画を促す工夫も含め、適正に選定を行うことができるよう、公募条件等の検討を進めてまいります。

最後に、介護保険に関する御質問にお答えします。

まず、旧区立特別養護老人ホームの運営についてのお尋ねですが、これまでの長きにわたる質の高い介護サービスの提供と地域福祉の向上への貢献から、事業運営の終了は区としても大変残念なことであります。

一方で、事業運営の終了については、事業者が、経営上の個別の事情等を踏まえ、総合的に判断したものであり、事業の承継についても計画的に進められていること等から、直ちに危機的な状況になるものとは考えておりません。

引き続き、継続的な介護サービスを提供するため、後継事業者の選定を適切に進め、利用者や職員等に安心していただけるよう取り組んでまいります。

次に、事業終了に伴う対応等についてのお尋ねですが、本件に係る土地建物使用貸借契約において、期間満了後に物件を使用しないときは、一年前までに申し出ることを規定しております。

この規定に基づき、昨年九月三十日に事業者から書面での申出があり、遅滞なく報告を受け、区として適切に把握をしております。

この度の申出は規定どおりに行われており、事業の終了等に区の了解が必要なものではなく、申出の撤回や再協議を区が求めるものではないと認識しております。

また、事業者の団体交渉については、事業者内部における事項であり、区が関与するものではなく、議員御指摘のような事実はございません。

介護施設の運営は、事業者において安定的に実施されるべきものでありますが、事業の承継が進められていることを鑑み、安定的な介護サービスの実施について確認するとともに、引き続き、区としても必要な支援を行ってまいります。

なお、施設の運営については、運営に係る基準に基づき適切に行われており、契約終了を理由とする利用控えは生じていないと聞いております。

次に、職員の雇用及び施設の運営についてのお尋ねですが、区内で働く介護従事者は、区の介護サービスを支える貴重な人材であると捉えております。

一方で、職員の雇用については、雇用主である事業者により、適切に対応がなされるものと認識しております。

区としても、引き続き、適切かつ丁寧な対応を事業者に求めるとともに、後継となる事業者にも、職員の雇用の安定に極力の配慮を求めています。

なお、文京千駄木の郷は、使用賃借契約により、土地建物を無償で貸付けし、運営費助成を行うなど、区として必要な対応を行っていることから、区立として運営する考えはございません。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えいたします。

初めに、旧元町小学校の文化財指定についてのお尋ねですが、旧元町小学校である元町ウェルネスパークのうち、保存施設である東館は、国の登録有形文化財に登録できる可能性はございますが、まずは、元町公園の開園後、速やかに公園が文化財指定されるよう、公園に関する調査を先行して実施するものでございます。

次に、元町公園の文化財指定の時期についてのお尋ねですが、指定に向けた手続には、各種写真や図面など、元町公園の工事が竣工しないと作成できない資料等が必要となります。

現在行われている元町公園の工事は令和七年十一月の竣工予定ですが、その後、資料をそろえる期間を考慮し、調査報告書の完成予定時期は令和八年三月となっております。

さらにその後、文化庁や都教育委員会と調整・協議を経て意見具申書を提出し、国の文化審議会への諮問・答申を経て文化財指定となるため、これ以上のスケジュールの前倒しは困難と考えております。

次に、文京区文化財保護条例に基づく区の文化財保護施策についてのお尋ねですが、同条例に基づき指定した区指定有形文化財の建造物は十二件あり、平成四年の条例改正後、明治期以降に建てられた近代建築物を三件指定しております。

一方、平成八年に文化財保護法改正により発足した国の登録有形文化財の建造物は、現在区内に六十二件あり、二十三区では最も多い数となっております。

区教育委員会では、国や都の文化財指定・登録に向けた手続等についても、国等と所有者との間に入って調整するとともに、指定・登録

された文化財については、国等と連携し、保存のために必要な改修等に要する経費を補助するなど、区の文化財保護条例に基づく施策と合わせて、歴史的建造物の保護に努めております。

次に、東京都近代和風建築総合調査に掲載された建造物で、現存している件数についてですが、区内にある諸井家住宅を除く六十五件の建造物のうち、五十三件は現存していることを確認しております。

次に、歴史的建造物保存及び活用条例についてのお尋ねですが、こうした条例は、川越市のほか、京都市や鎌倉市など、歴史的建造物が集積した地区を持つ自治体を中心に制定されているものと認識しております。

本区においては、現時点で条例を制定する予定はございません。

最後に、湯島小学校の教室確保についてのお尋ねですが、本年二月には鉄骨造三階建ての増築校舎が竣工し、今後必要とされる普通教室の確保はできているところでです。

そのため、アカデミー湯島や湯島高齢者在宅サービスセンターを早急に移転させることは、学校運営上、必要のないものと認識しております。

〔関川けさ子議員「議長、三十四番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 三十四番関川けさ子議員。

○関川けさ子議員 座ったまま失礼いたします。

区長、教育長、御答弁ありがとうございます。

一点だけですが、元町公園に関してですが、審議会委員の総意として、まず指定し、調査を行うという核心部分は、徹底した調査と検証だと理解しています。

工事は始まっていますが、工事中でも調査、検証を怠りなく進め、価値ある震災復興公園を文化財の名に恥じないものとして後世に残し

ていくことを再度求めて、質問を終わります。  
ありがとうございます。

○議長（白石英行） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、追って御通知申し上げます。  
本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十分散会